第三十五条の二十四第四号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

第三十五条の四十第一項第十四号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「、同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加える。

（旧農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行に伴う旧年金給付等に関する経過措置に関する省令（平成十三年厚生労働省農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号ロ中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六条第二号イ中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　農地等につき耕作又は養畜の事業を行う法人

第六条第六号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

附　則

この省令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

○農林水産省令第六十四号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、農地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農地法施行規則等の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六項第四号」を「第二条第二項第四号」に、「次に掲げるもの」を「懲役刑若しくは禁錮刑の執行又は未決勾留」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

第五十二条中「第六十二条第三項及び第八十九条第四項並びに令第四条及び第十七条後段」を「第五十八条第四項」に改め、「並びに令第十五条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係る権限」を削り、同条を第百一条とする。

第五十一条中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条を第九十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（命令書の記載事項）

第九十九条　法第五十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　停止すべき工事その他の行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容

二　命令の年月日及び原状回復等の措置を講ずべき旨の命令をするときは、その履行期限

三　命令を行う理由

四　法第五十一条第三項第一号に該当すると認められるときは、同項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を農林水産大臣又は都道府県知事が自ら講ずることがある旨及び当該原状回復等の措置に要した費用を徴収することがある旨

（原状回復等の措置に係る費用負担）

第百条　農林水産大臣又は都道府県知事は、法第五十一条第四項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

第五十条中「第八十条第一項」を「第四十七条」に改め、同条を第九十七条とする。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

（売払いの相手方）

第九十五条　法第四十六条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者（その者による農地についての権利の取得が法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しない者に限る。）とする。

一　当該売払対象となる農地又は採草放牧地を取得して当該農地又は採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行うことが認められる者

二　第九十一条第二号及び第三号に掲げる者

（売払いの手続）

第九十六条　法第四十七条の認定があつた土地、立木、工作物又は権利につき同項の売払いを受けようとする者は、その用途を明らかにしなければならない。

第四十七条中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第五号中「使用」を「貸付け」に改め、同条第六号及び第七号中「使用料」を「借賃」に改め、同条を第九十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（買収した土地等の売払い）

第九十四条　法第四十六条第一項の売払いに係る競争入札について、入札に参加することのできる者として次条第一号に掲げる者を定めた場合において、同号に掲げる者に該当するものとして入札に参加する旨の申込みを行う者があるときは、農林水産大臣は、当該申込者が同号に掲げる者に該当するかどうかについて農業委員会に意見を聴くものとする。

第四十六条の前の見出し及び同条第一項を削り、同条第二項中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「で開拓財産以外のもの」を削り、「前項第一号及び第三号から第六号まで」を「次」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第一項とする。

一　種目

二　数量

三　価格

四　増減の期日

五　その他必要な事項

第四十六条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第九十二条とし、同条の前に見出しとして「（買収した土地等についての国有財産台帳等）」を付する。

第四十一条から第四十五条までを次のように改める。

（指導の対象としない農地）

第七十二条　法第三十条第四項の農林水産省令で定める農地は、土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるものとする。

（農業委員会に対する申出を行うことができる団体）

第七十三条　法第三十一条第一項第一号の農林水産省令で定める農業者の組織する団体は、次に掲げる団体とする。

一　農業協同組合

二　土地改良区